

【 会 議 録 】 (概要)

日時:平成 20 年 6 月 23 日 (月) 19 : 00~21 : 00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 1 部会 第 4 回会議	場所	越谷市役所第 2 庁舎 5 階 研修室 1・2
件名 議題	○協議事項 (1) 最高規範性について (2) 子どもについて (3) その他		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
出席者	出席委員 田部井副部長、小川委員、越野委員、得上委員、内藤委員、長澤委員、森木委員、 山口委員、渡邊委員、櫻井 (慶) 会長 (10 名) 欠席委員 伊藤部会長 (1 名) 事務局 中山企画課副主幹、鈴木同主事 (2 名) 支援者 : 特定非営利活動法人越谷 N P O センター (2 名) 傍聴者 0 名		
内 容	以下のとおり		
<p>●合意・決定事項</p> <ul style="list-style-type: none">・前文については前回討論をした文章を修正なしに運営・調整委員会に提出することを委員全員が了承した。・最高規範性について田部井副部長案を基に討議を行い、(1) 最高規範性を条文の中で明示する。(2) 別の条例への委任条項を盛り込む。(3) 改正の手続きを他の条例より厳しくする。(4) 個別の条例や行政執行が自治基本条例に違反していないかどうか、見守り、意見をいう市民オンブズパーソ的な機関が必要である。などが了解を得た。特に討議の中で問題提起のあった「市民オンブズパーソン」については、設置する必要があるということを盛り込んでいくこととした。・子どもについて討議を行い、語句を書き出した。・次回第 5 回会議は第 1 部会の個別検討事項は、コミュニティの定義と役割について、共通検討事項は自治の基本原則について討議を行うこととした。・次回会議は 6 月 30 日 (月) 19 : 00~21 : 00			

討議（フリーディスカッション）での主な意見

○最高規範性について（田部井副部長案に基づいて討議を行った。）

- ・最高規範性を条文のなかで明示することについては異存がない。他の条例の上位に立つものであるという位置付けが重要である
- ・この条例が簡単に改正されないために、特別な改正要件をつくる必要がある。
- ・改正をするときにはどのような手続きが必要かを条文に盛り込む必要がある。例えば住民投票を取り入れる、審議会を立ち上げるなどが考えられる。
- ・改正については、議会で改正手続きについて厳しいハードルを作る。あるいは、市民が市民委員会などで作るなど、議会主導か市民主導かの問題がある。他の条例と自治基本条例との突合せは第三者機関が行った方がよく、市に任せるものではないと思う。
- ・田部井副部長案の文章「(4) 個別の条例が自治基本条例に違反していないかどうか審査する」に「行政執行との間に矛盾しているものはないか」を追加する。
- ・一般の市民が法律の中味を審査するのは難しいが、市民自治を考えるなら市民が学習をして行うことが必要になってくると思う。
- ・「条例審査委員会」を設置したとしても直接市民が審査に関わることは可能なのか疑問である。市民が選んだ議会は市民を代表する機関であり、議会の役割をどのように捉えるかも考慮する必要がある。
- ・首長の政策判断によって条例が実行される可能性があるので、自治基本条例の実効性をどのように担保するか判断が難しい。「条例審査委員会」を設置して、条例や施策を検討しだしたら、かなり難しい事態を招くことにならないか。「最高規範性」が盛り込んであれば、良いのではないか。
- ・越谷市男女共同参画推進条例では苦情処理委員会という明確な機関があるが、判断の基準を明確にしておかないと難しいし、選ばれた人に左右される可能性もある。
- ・「条例審査委員会」を提案したのは、市民が、自治基本条例が活かされているかどうかを見守っていく、というぐらいの気持ちで提案した。他の条例や施策が自治基本条例にあっているかどうかを決めるのは最終的に議会だと思うが、市民がその議会に提言できる制度が必要と思ったからである。
- ・介護関係の苦情処理には福祉オンブズパーソンがあり、その場合は、市長に勧告することができ、調査・改正させるという強い権限を持つ。そのような意味なら、検討に値する。
- ・市政全般に意見が言える市民オンブズパーソンがあれば良いという意見もある。「条例審査委員会」のようなものは市民が望んでいるものではないだろうか。
- ・市民オンブズパーソンは「最高規範性」の議論の中に入れるべきものだろうか。「行政運営」の部分でも議論されるものだと思うので、第3部会でも検討してほしい。

○「子ども」について（田部井副部長案を基に討議を行った）

- ・法的には18歳であるが、現在は成長が早いし、民法上では女子は16歳から結婚ができるが、やはり子どもの範囲は18歳までとするのが良いと思う。
- ・大学生になっても社会的なものが見えないこともあるので、高校生までは子どもかなと思う。
- ・大和市の条例では「市は子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する」というものしか盛り込まれていないが、それではちょっと弱いと思う。子どもの定義は入れ、子どもに対しての市民の義務・責務も一文にして入れた方が良い。
- ・田部井副部長案で「子どもの健康と安全を守るための市の施策は別の条文で定める」という文言に関しては検討が必要であると思う。
- ・「子ども」に関してはすでに沢山の条例や、数値目標を立てた実施計画もあり、ここで入れて行く必要がないのではないか。（子どもについて、各委員が意見を付箋に記入しお互いに読みあった。付箋の内容は別紙参照）